

不正受給事業主のホームページでの公表について

高年齢者雇用関係助成金(以下「助成金」といいます。)の不正受給を行った事業主は、当機構のホームページで公表します。
公表の内容等は以下のとおりです。

不正受給とは

不正受給とは、事業主が偽りその他不正の行為(以下「不正行為」(※)といいます。)により、本来、受けることができない助成金を受給すること又は受給しようとすることをいいます。

したがって、助成金受給後に不正受給が発覚した場合のみではなく、不正行為による計画申請や支給申請(以下「申請等」といいます。)を行い、当機構での審査の過程で不正が発覚した場合や不正行為により申請等を行い、その後これらの取下げを申し出た場合も不正受給として取り扱います。

(※)「不正行為」には、詐欺、脅迫、贈賄等、刑法に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことも含まれます。ただし、申請書等に事実と反する記載があった場合であっても、当該記載誤りが故意によらないものと認められる場合は不正行為には該当しません。

なお、事業主の代表者のほか、事業主の役員、従業員、代理人その他当該事業主の支給申請、申請書類の作成に関わった者が、不正行為をした場合には、当該事業主が不正行為をしたものとみなします。
また、助成金の申請等ができない事業主が、偽って申請等を行うことも不正行為に該当します。

公表内容

- 1 事業主の名称および代表者の氏名並びに事業概要
(役員等が不正受給に関与していた場合は役員等の氏名)
- 2 事業所の名称および所在地
- 3 不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額および返還状況
- 4 不正の行為の内容
- 5 代理人又は社会保険労務士(以下「代理人等」といいます。)が不正受給に関与していた場合は、当該代理人等の氏名、事務所の名称、所在地および不正の行為の内容等
- 6 訓練を行う者が不正受給に関与していた場合は、当該訓練を行う者の名称、所在地および不正の行為の内容等

不正受給を行った場合の措置

- 1 ホームページでの公表
- 2 支給後に発覚した場合は、①不正受給により返還を求めた額、
②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%(支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は5%)の割合で算定した延滞金、
③不正受給により返還を求めた額の20%に相当する額の合計額の納付が必要です。

注)手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。